

# 秋田県警察守衛の服制及び被服貸与に関する訓令

平成6年12月20日本部訓令第29号

(目的)

第1条 この訓令は、秋田県警察守衛(以下「守衛」という。)の服制及び被服の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(服制)

第2条 守衛の服制は、警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4号)別表(第2条関係)1男子警察官の制式等に準じるものとする。ただし、帽子の記章は銀色とし、階級章等は用いないものとする。

(貸与被服の品目等)

第3条 貸与する被服の品目、員数、使用期間は別表第1,着用期間は、別表第2のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、警察本部長(以下「本部長」という。)は、その品目、員数を増減し、使用期間及び着用期間を伸縮することができる。

2 守衛に任命後初めて貸与する場合は、前項の規定にかかわらず冬服、合服及び夏ズボンについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。

(貸与被服の使用期間の計算方法)

第4条 貸与被服の使用期間は、貸与通知に示した月から起算し、実際に着用した期間の累計により算定する。

(貸与被服の着用)

第5条 守衛が勤務に服するときは、貸与被服を着用しなければならない。ただし、特に命ぜられた場合はこの限りでない。

(貸与被服の保存及び手入れ)

第6条 守衛は、貸与被服について、常に手入れ及び補修に努めるとともに、保存について十分注意を払わなければならない。

(亡失、損傷等の事故処理)

第7条 守衛が貸与被服を亡失又はき損したときは、速やかに所属長に届出しなければならない。

2 守衛が故意又は重大な過失によって、貸与被服を亡失又はき損したときは、これを弁償しなければならない。

(被服の返納)

第8条 守衛が退職し、又は休職を命ぜられたときは、使用期間の満了しない被服を、速やかに返納しなければならない。ただし、本部長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(被服貸与簿)

第9条 所属長は被服貸与簿(別記様式)を備え付け、被服の貸与及び使用期間満了による処分状況等を明らかにしておかななければならない。

附 則

この訓令は、交付の日から施行する。

\* 別表第1、第2及び別記様式 略